

生活環境と企業行動

佐々木俊介

(東京都研究員)
(東京大学)

1 はじめに

現代の生産技術体系が不可避的に生活環境や自然環境を破壊し、生態学的に深刻な影響を及ぼしているという欧米で問題にされている型の環境破壊とは別に、わが国ではそれ以前の環境破壊—被害も発生源も顕在化しやすく、技術的には防止可能な環境破壊が表面化している。

環境破壊は一旦発生するとその影響は広範かつ複雑であり、表面化した被害から他の隠れた被害全体を十分に把握するのは困難で、多くの場合、被害が完全に回復することは不可能である。防止上、資源を大量に消費して稀釈拡散してから環境汚染原因を除去することは、技術的、費用的な理由からも、資源利用上の理由からも避けるべきであり、発生源へさかのぼって処理し、その初期段階で抑制することが原則である。しかし、実際に行なわれているのは超高煙突による排気拡散であり、水質汚濁の総量規制でなく濃度規制であり、発生源を不間に付したまま被害をより広域で論ずることである。

これらは本来の原因やそれへの対策を抜きにして被害を広域的に進行させ、事態を深刻化させた。もちろん、科学的に長期的、広域的な影響を検討することは事態の解明に不可欠であるが、現実にはそれが恣意的に利用され、逆に防止策をそこまで採らなくて良いとする根拠にされやすい。技術的に防止可能な環境破壊がなかなか防止されない事実とあわせて、環境破壊を社会的、経済的な背景ぬきに語れない所似である。

わが国で典型的に見られるこの種の環境破壊は、企業の生産活動から直接的にもたらされることが多く、事態の展開は企業行動によって大きく規定されている。現代では、この企業が最大の社会活動単位の一つとして人々の生活のあらゆる面に大きな影響を及ぼし、好むと好まざるにかかわらず、一層その度合いを強めつつあることは疑いもない。環境破壊に止まらず、人々にとって最大の問題の一つである住宅難を始めとする都市問題について

も、その展開や社会各層の反応を通じて企業が人々の生活環境の創出と破壊に、いかに深くかかわっているかが明らかになってきている。この小論ではそれらを企業行動を軸として整理することを試みる。

2 企業活動の条件

都市問題の解決は土地問題、中でも地価の上昇をどう抑え、どう対処するかが中心であるといわれる。地価の上昇は土地の利用（所有を含む）の可能性、経済価値の増大であり、土地所有制度を背景にした地域の経済活動の拡大によって引き起こされる。わが国の地価上昇は企業生産活動の拡大によってもたらされながら、逆にそれを容易ならしめるという表裏の関係にあった。

企業の生産活動から得られる付加価値は、土地、労働、資本の各生産要素に地代、賃金、利潤として分配される。地代を土地購入の金利負担と考えると、地価の高水準や上昇が地代を通じて企業行動にどう影響するだろうか。一旦、立地した場合には、製品コストへの地価水準の影響は、全産業の設備投資額中に占める土地投資の割合が昭和40年代を通してほぼ15%台であり、土地は償却資産でないことを考えると、小さいといえる。また、地価上昇は企業収益へ圧迫要因として働くが、物価上昇による費用増加全体から見ると昭和40年下半期から44年上半期までの期間、4%程度に過ぎない。さらに、地価上昇率が安定的に借入金利子率を超える時には、企業収益には直接貢献しないが、含み益が発生し、企業に土地の担保価値の増大を通じての資金調達力増大をもたらすので、地代は大きな負担要因とは考えられない。^{1), 2)}

それ故、企業の立地は土地購入費や設備費、運転資金等の資金調達力の有無で制限される。借地の場合、借地権利金の安さの分だけ当初の資金は少なくてすむが他は同様である。資金調達が不可能の場合には、企業の立地は放棄される。事業拡大に伴う土地兼併に際して、地価

の高水準は借入金額を増大させるが、地価上昇率が利子率を上回ると考えられる時には、他の投資項目との兼合い次第で土地は拡大できる。上昇率が利子率を上回る見込みのない時や、購入資金の借入能力のない時、あるいは、他の立地条件が悪化した時には、土地所有企業はその土地の売却によって移転、再立地が可能となる。⁴⁾借地中小企業の場合、地代が地価相場を反映しない低水準で維持され、³⁾企業経営体質がそれに見合っている時や、借地(権利金)の売買が困難な時には⁵⁾立地条件が悪化しても移転することが困難になる。⁶⁾

地価の上昇は、その形成メカニズムから一企業の経営努力だけでなく、他の企業や公共団体、個人土地所有者など、すべての投資活動の成果を反映しているから、低廉な土地維持費を負担するだけで、社会活動全体の果実一外部経済を、土地所有を契機として自己の内に取り込むことができる。これに加えて、土地の限定性から繁華街のスーパーマーケットや銀行のように所有によってその土地についての絶対的な優位に立てるし、企業収益から土地購入費を種々の名目の経費として落して税対策とすることもできる。これらの利点は土地所有によって得られるから、土地問題の影響は土地所有の有無によって全く異なったものとなり、企業にとって土地所有は絶対確実な活動条件となる。

これらは、企業が単に地代負担を軽減させるだけでなく、むしろ積極的に土地所有を進める動機となり、安定的な経済規模拡大をテコとした土地投機・経営を行なう背景となる。事実、わが国の大企業は明治以来、土地経営を行なってきているし⁷⁾、企業の土地所有も増大しており、土地と資本の対立よりは、企業が土地資本として土地を取り込む傾向が進行している。⁸⁾

一方、労働賃金は昭和40年代に10数%という急速な上昇を見せたが（この上昇率は中小企業では大企業との賃金平準化によって物的生産性上昇を上回ったが、大企業ではそれを下回った）、労働分配率は企業規模で違いはあるが低下傾向にあり32%台と低い水準になっている。⁹⁾また、職場の労働環境整備や環境破壊防止のための投資を、企業収益率を低下させるものとして極力忌避してきた。¹⁰⁾たとえ部分的にそれがなされても、下請中小企業や周辺住民の犠牲の上に成り立つもので¹¹⁾、一般的にはこれらの費用は企業活動に本質的でない不経済として外部化され

てきた。

こうして、地代と賃金を相対的に小さなものとし、収益に直接貢献しない費用を削減して、利潤部分を増大させ、強引な資本蓄積を行なってきた。こうした資本蓄積が設備投資の増大となって地価上昇を呼び、それがまた土地の担保価値増大から借入金導入を円滑ならしめ（わが国の企業は20%台という低い自己資本比率で特徴的である）、これが再び設備投資へ回されて、地価上昇をもたらすという連鎖を形づくってきた。こと経済規模拡大に関しては、企業の土地投機、兼併が社会全体の経済規模拡大と各企業のそれとを、効果的に結びつけた媒体だったといえる。

3 環境破壊の表面化

急速な経済規模拡大の一方では、社会資本と人々の生活環境需要能力とが相対的に低下し、生活環境の劣悪化と破壊とが進行した。¹⁴⁾まず、地価の高水準と上昇は生活環境に大きな影響を与えた。賃金の相対的な低さから地価相応の高度の土地利用よりは、むしろ絶対的な土地の必要性から¹⁵⁾、他の環境整備を犠牲にしてさえ最小限の土地を確保する、という形で稠密劣悪な宅地化が進み、公共投資の不足と非効率がこれに輪をかけて環境悪化が進行した。

地価上昇を利用した土地投機は、土地の利用に目的があるわけではなく、地価上昇分をいかに取り込むかにあって、企業や個人の局部的な最適化判断による土地利用、供給制限や、土地利用可能性への政治的、経済的な影響力の行使など、恣意的な土地利用によって社会全体の土地利用構成を阻害したり、地価の異常な上昇をもたらしたりした。

こうして生じた土地利用の混乱やスプロール、稠密劣悪な生活環境、生産環境は非効率的な環境整備投資を伴いながら、当面は地価上昇を促進する効果を持つ。やがて、混乱した土地利用がより効率的な外部経済の取り込みを困難にし、環境悪化と破壊が拍車をかける形で地価上昇の頭打ちと低下をもたらす。現在のところ、地価上昇要因の方が強く、部分的に表面化している環境悪化と破壊の低下要因を吸収して、顕著な地価低下は起きていないが¹⁷⁾、事態の進展次第でそれが表面化することになろう。

このような環境悪化や破壊は、物理的には全般的な被害を生ぜしめるが、土地への定着性と移転可能性の差と組み合せによって、被害者に複雑な反応を呼び起こし、被害を不可避的に蒙る層と比較的自由な層とに大きく階層分化させる。被害が生じても、職業上、生活上の定着性が弱く、しかも売却すべき土地資産を所有する層や、逆に全く無権利で、それ故に移転の自由な借家層などは、被害から逃避できるので問題が表面化しにくい。それが表面化するのは、より強い社会的定着性を有する層であり、環境問題に関する市民運動を中心的に担うこれらの人々の中でも、土地所有層か借地・借家層かによって微妙に反応が異なってくる。地方中小都市とは違って、大都市では総じて社会的関係が希薄で複雑であり、空間的拡がりが大きいことや多くの問題が重合していることもあって、被害者の潜在化や複雑な階層分化、問題の不鮮明化が起りやすく、市民運動の体質と拡がりにも一定の限界を生ぜしめる。

しかし、当初一部分に限られていた被害意識も、やがて事態の深刻化に従って、問題は全域的なものであり、逃避していくも解決にならないことが認識されるようになり、市民運動として大きな拡がりを獲得する契機となる。この例としては、富士市の製紙公害問題で、ヘドロ移送先が市内で二転、三転しているうちに、市民全体の意識を呼び起こすことになった経緯に示されている。

環境の創出と破壊に関する都市計画行政、公害行政では、問題に直接的なかわり合いを有する住民ぬきで、環境基準や計画などの事が進められやすい。これらの分野の法規中、最も住民と行政との関係に意を用いたと考えられる新都市計画法にしても、単に住民参加の行政手続きを表面的に整備したにすぎず、その実態は官製計画の事後承認を住民の形式的参加によって求めるところにあり、住民の実情や権利、意向を十分に反映し得ないことは、審議会や審査会の権限や人選、計画決定の体系に明らかである。現在のところ、市民運動はこうした行政側の対応によって油を注がれ、対立する場面も多くなっているといえる。

4 企業側の対応

こうした事態は、逆に生産活動環境や労働力再生産環境の悪化として現われるようになり、企業も何らかの対

応をせざるを得なくなる。この段階で見られる対応は、従来の企業体质や行動方式を温存し、それに基づいたものである。すなわち、企業は企業責任にかかる具体的な問題までも、都市問題や公害問題一般へとキャンペーンを行ない、社会の共同責任だとして、あるいは責任の限定や転化を行なって責任を回避し、問題点をぼかして公的資金の引き出しを画策する。

たとえば、公害を必要悪と見なしてきた企業が対応を迫られた場合にも、関連下請中小企業に責任転化してこれを整理したり、企業存立の公共性を強調して公的資金を引き出そうとすることは、公害企業経営者の発言や、¹⁸⁾政府の立法措置、¹⁹⁾公害企業への財政的補助などに見られる。

また、地価の異常な高騰は土地の売り惜みによるので何らの生産活動を投入せずに、巨額の不労所得を得ている近郊農家や、公共事業の土地買収にゴネ得をねらう市街地内小土地所有者を糾弾するキャンペーンが一方的に行なわれる。これらの問題に関連して企業経営者から出される土地国有化論は、本来、土地国有が土地私有制と矛盾するものでないにしても、その目指すところは公的権力や公的資金を利用することにあって、企業の所有土地とその利用についての規制を、暗黙のうちに排除しているのである。

法的にも、近郊農地の放出を意図した土地税制改革や土地開発の公共性を強調する新都市計画法、都市再開発法、土地収用法、従来の企業活動方式を前提とした公害諸立法等によって、十分な公共的抑制を欠いたままの企業活動の場が保証されている。²⁰⁾²¹⁾

かくして、公的資金を伴った環境創出や環境破壊防止の安定的な社会的需要が形成されて、企業は都市開発・住宅産業や公害防止産業として市場参加する。これらの新規企業活動は、潤沢な資金と技術の蓄積、広範な市場活動能力を必要とするため、初期には中小企業の乱立があつても、やがて大企業の関連企業や資本系列企業が市場を制するようになる。そうすると、特に環境破壊で分明になりやすいことだが、一方で環境破壊の原因を作り出しながら、他方で防止産業として活動する事態が同一資本系列の企業間に生じ得る。^{18), 22), 23)}

大企業に有利なこうした状況は、政府の民間企業活用方針や悪徳中小不動産屋の横行などで一層促進され、環

境にかかる大企業の独占的な立場が強化される。最近の大手不動産企業による中小不動産企業の系列化の動きがその一例である。

物理的に見ても、たとえば仙台市郊外で大手不動産企業が、1,000ha、人口5～6万人の住宅団地を含む総合開発を行なっているが、人口だけでも仙台市のここ5年間（昭和40年～45年）の人口増加を、一企業でまかなくといった独占的な力を有している。大都市圏における大規模開発にあっては、一層、地元市町村を凌駕する影響力を有しているといえよう。

企業と自治体の関係を環境破壊について見れば、住民運動の高揚を背景に、自治体が企業と公害防止協定を結ぶ例が多くなってきている。しかし、これらは企業側の自発的な対応というよりも、住民運動という外からの圧力の結果である。これと逆に、企業側の積極的な対応として、住宅難解決を迫られている自治体と組んで、宅地供給の共同事業を行なう例が各地に出てきている。自治体は企業の所有土地や経営能力、自由な財源を、企業は自治体に公有地等の土地提供や公的保証、資金を求めあい、これに加えて、手持ち資金や土地の豊富な農協や、住宅需要を直接抱える労働組合などが参加する場合もあって一大共同事業を進める機運が出てきている。

この動きは、今後一層、一般的にならうが、単に社会的に根強い需要を理由に、こうした企業活動に土地収用権を与えるほどの公共性が認められるのではない。環境本来のもつ公共的な性格によるのである。しかし、現在のところ、環境開発や環境破壊防止にかかる事業に要求される公共性、それ故の永続性や非独占性が確保されるには多くの困難がある。

5 企業活動条件の喪失

環境破壊をもたらした原因が、企業の行動方式や体質に多く基づいていることをぬきにして、企業活動にとって障害となる物にのみ、あるいは企業の利潤獲得活動の対象としてのみ対応しようとしても、事態の進行を止められない。むしろ、表面的な対応が企業にとっても事態を深刻化させることになる。

すなわち、地価の相対的な高水準と環境の悪化、破壊は、やがて地価上昇の鈍化を招き、土地投機の誘因を失わせる。極度に悪化し、蓄積が進行した環境破壊に対処

するために、企業にも経済的な負担が要求されるようになる。社会的にも、外部経済を一方的に取り込むのみで、社会的責任を回避する企業の存立の意味が問われ、企業活動に法規的な規制が加えられるようになる。企業が従来の行動方式と体質を変える方向に向かない限り、すべての点で企業がその立地に固執する理由がなくなる。こうして土地を売却するなり別種の事業に転換するなりして⁴⁾、他の土地を求めて移転し、破壊の蓄積した環境と被害者である住民がとり残される。

企業は新たに土地を開発し、企業活動環境を整備する。そこは人口や生産基盤施設の集積は少ないが、従来の生産活動方式を維持しても環境破壊の影響は少なくて済むし、地価水準が低いので生産設備中心の投資や、基盤整備のための公的資金を引き出すことも容易である。¹⁸⁾これらの活動を反映した地価上昇を利用して、資金調達を可能にする土地投機も可能である。こうして、新たな土地で企業活動の条件が作り出され、環境破壊を伴う企業活動が再開される。

この企業行動パターンは、すでに現存の新産都市だけでなく、むつ小川原湖総合開発や政府の立法にもうかがえる。しかし、最近の公害企業や電力開発企業の立地に反対する住民運動は、これまでの企業活動が何をもたらしたかを明らかにするものであり、たとえ公的強制力で強引に立地しても、すでにその企業の社会的な存立基盤は失われているといえる。国内での企業活動環境の悪化に伴い、企業は海外進出を試みるようになる。実際にそのような動きが見られ、海外立地が公害の輸出だといわれるのには、企業体質温存のまま社会的監視の少ない外国で環境破壊と遺棄をもたらし、新たな国際間の緊張を引き起こす可能性が大きいからである。こうして、たとえ立地と遺棄を繰り返したところで、けつきよく、ついには企業活動の前提条件さえ喪失するに至るのである。

6 おわりに

必然的な経緯からもたらされた環境破壊を防止して、生活環境を創出して行くには、まず企業体質やその行動方式を変えることが必要である。そのような機運は従来の企業論理内部からは出て来ず、企業活動の枠外から、被害者を中心とした市民運動の社会的、政治的な圧力によってのみ可能であろう。自治体などの行政機関はそれ

を集約し、推進する方向に行政的な影響力を行使する限りで、積極的な意味を持ち得る。

環境は本来、公共的なものであり、環境創出にしても環境破壊にしても、社会的に大きな影響力を有する。それ故、企業の旺盛な活動力を環境開発や破壊防止に活用する場合、企業行動に社会的な抑制を必要とするのは当然である。具体的な手がかりとしては、環境破壊の発生源の規制や企業活動の社会的監視を進めることであり、それを通じて企業体質や行動方式の変更を追求する運動が、持続されるべきである。

(注)

- 1) 経済白書 昭和45年版—経済企画庁
- 2) 地価と土地政策—新沢嘉芽統、斐山謙、岩波書店
- 3) 地代、家賃等の実態について—新堀鉱麻治、ジュリスト No. 448
- 4) 移転工場現況調査結果—東京都首都整備局 68年
- 5) 旧市街地に多い借地は法的に保護されていても売買には拘束条件となる。
- 6) 東京都公害対策基礎調査—昭和45年 地域計画連合 によれば、東京都区部に立地する工場は区によってかなりの差はあるが、借地は件数、面積数とも50%を超えていて、従来の工場跡地買上げ政策の限界を示している。
- 7) 市街地の地価形成—早川和男、住宅問題講座 8、有斐閣
- 8) 都市形成と土地所有一小林重敬、未刊行論文
- 9) 企業の土地所有面積の増大と、ほとんど全産業分野の大企業に不動産部門設立の動きがある。→22)
- 10) 日本経済調査協議会報告 昭和45年12月
- 11) 公害発生企業内の労働者が、公害問題を企業内労働環境の

劣悪化と結びつけて、積極的に発言する例が出てきている。

- 12) 大企業の整備された厚生施設や社宅、労働環境は、周辺住民や下請企業労働者とは無縁である。
- 13) ビッグビジネスの日本の構造—宮崎義一 世界 1971年1月号
- 14) 労働白書 昭和45年版—労働省
- 15) この背景に地価の高騰があり、土地所有が経済成長に取り残されないための絶対的な条件だからである。こうして郊外の過密劣悪な建て売り住宅群や、通勤限界地附近での土地購入熱が生ずる。
- 16) 政治家や大企業による政策的計画やその恣意的な変更、政治路線など。
- 17) アメリカの都市再開発の動機が都心部の環境悪化による地価低下—資産価値の低下と税収入の減少にある。
- 18) 工場立地適正化法案
- 19) 地代と土地所有一大内力、東京大学出版会
- 20) たとえば、法人企業の土地投機への課税の実現が遅れてい るし、大蔵省の公的資金補助の見返りとしての適正販売価格規制の動きに対して、企業の创意工夫と活動力をそぐものと して、不動産業界挙げての反対がある。
- 21) これらの立法で、農業地主や個人地主から企業への土地所有の単なる移転、土地の囲い込みに終わる恐れが大きい。これら企業は生産活動を投入し、公共的事業として土地開発を行なうことになるといわれるが、土地問題の主因に手をつ けず、公共的規制ぬきで近代的な企業活動の過程に土地が取 り込まれても、問題は依然として未解決のまま残るであろう。
- 22) 民間ディベロッパー—日本地域開発センター、鹿島出版会
- 23) 公害防止産業—浅野孝夫、東洋経済社